

公益財団法人北海道文化財団 寄附金等取扱規程

(平成26年 6月 5日)

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人北海道文化財団（以下「財団」という。）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(寄附金の種類)

第2条 財団が受領する寄附金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 一般寄附金 個人又は団体等から用途を特定されないで受領する寄附金をいう。
 - (2) 特定寄附金 個人又は団体等から用途を特定されて受領する寄附金をいう。
 - (3) 特別寄附金 財団が用途を特定して一定期間募集を行う寄附金をいう。
- 2 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

(受入基準)

第3条 寄附金が次の各号に該当する場合若しくはそのおそれがある場合には、当該寄附金を辞退しなければならない。

- (1) 寄附者とその寄附により、特別の利益を受ける場合
- (2) 寄附者とその寄附をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合
- (3) 寄附金の受け入れに起因して、財団に著しく資金負担が生ずる場合
- (4) 寄附金の受け入れに起因して、財団の業務の遂行上支障があると認められる場合
- (5) 財団が受け入れるには社会通念上不相当と認められる場合

(一般寄附金)

第4条 財団は、常時一般寄附金を募ることができる。

- 2 一般寄附金は、寄附金総額の50%以上を定款第4条に掲げる公益目的事業（以下「公益目的事業」という。）に使用し、残額を管理費に使用するものとする。

(特定寄附金)

第5条 財団は、特定寄附金を受領することができる。

- 2 特定寄附金は、その全額を寄附者の特定した用途に使用しなければならない。
- 3 公益目的事業の実施を目的とする特定寄附金は、特定資産の専用口座に預け入れ、他の資産と明確に区分して管理しなければならない。

(特別寄附金)

第6条 特別寄附金を募集するときは、募集理由、募集対象、募集金額、募集期間、その他必要な事項（以下「募集要項」という。）を募集開始前にホームページなどで公表しなければならない。

- 2 特別寄附金は、適正な募集経費を控除した残額の総額を、公益目的事業の全部又は一部に使用することとして用途を定めなければならない。この場合、適正な募集経費は募集総額の30%以下でなければならない。

(寄附金の受入)

第7条 寄附金の受入は、次の各号に掲げる事項を記載した寄附申出書（別記様式1）により受け入れるものとする。

(1) 寄附金額

(2) 寄附者の氏名及び住所（団体等にあつては名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名）

(3) 寄附年月日

(4) 特定寄附金の場合には、第1号乃至第3号のほか、寄附金の使途並びに管理運用方法

(受領書等の送付)

第8条 寄附金を受領したときは、速やかに礼状、受領書（別記様式2）を寄附者に送付するものとする。ただし、寄附者が受領書の受領を辞退した場合、或いは寄附金額が3千円を超えず寄附者からの要請がない場合は、受領書の送付を省略することができる。

2 前項の受領書には、財団の公益目的事業に関連する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(特別寄附金の報告)

第9条 財団は、特別寄附金を募集した際は、当該募集期間終了後速やかに、寄附金総額、使途、その他必要な事項をホームページなどで公開しなければならない。

(情報公開)

第10条 財団が受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

(個人情報保護)

第11条 寄附者に関する個人情報については、別に定める公益財団法人北海道文化財団個人情報保護規程に基づき、細心の注意を払って情報管理に務めるものとする。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(理事長への委任)

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年 7月 1日から施行する。